

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定によつて、平成十九年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十九年十一月九日（金） 午前十時から十二時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁 税務庁舎三階 三〇六会議室

三 試験の方法及び内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験資格

特になし

五 受験手続

1 受験願書用紙の請求先

広島県土木部総務管理局技術企画室又は各広島県地域事務所建設局（支局）

なお、郵送等で請求する場合は、八十円の郵便切手をはった、あて先明記の返信用定型封筒を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成十九年十月一日（月）から平成十九年十月十九日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。）

郵送等の場合は、平成十九年十月十九日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

3 受験願書の提出先

受験者の所在地を管轄する広島県地域事務所建設局（支局）（他県に居住する者は広島県土木部総務管理局技術企画室）

4 添付書類

（一） 受験票・整理票 一通

（二） 写真（手札型とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、その裏面に氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

5 受験手数料

受験願書の定められた欄に、八千円に相当する額の広島県収入証紙をはって納付すること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

六 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

七 合格者の発表

平成十九年十一月下旬に広島県報に登載するとともに、広島県庁の掲示場に掲示して行うほか、合格者には文書で通知する。

八 その他

この試験についての問い合わせは、広島県土木部総務管理局技術企画室（電話「〇八二」五一一―三八五三「ダイヤルイン」）又は各広島県地域事務所建設局（支局）にする。